

(回 議 書)

文書番号		4川市人第35号		類 目	F900	索引番号	
保存期間		5年		関連文書番号			
起 案 日	令和 4年 4月 13日	開示・不開示	部分開示	情報公開条例 の 根 拠	第8条第2号ア		
決 裁 日	令和 4年 4月 18日	情報公開の状況		施行上の注意		公 印	決裁区分
施 行 日	令和 4年 5月 9日						副市長専決
完 結 日	令和 4年 6月 1日						
件 名 川崎人権擁護委員協議会への令和4年度補助金の交付について（伺い）予算執行伺書 【0010434-000】							
情報公開用件名 川崎人権擁護委員協議会への令和4年度補助金の交付について（伺い）予算執行伺書 【0010434-000】							
川崎人権擁護委員協議会会長酒井道子から、別紙のとおり令和4年度補助金の交付申請がありましたので、川崎市人権擁護委員協議会補助金交付要綱に基づき、別添案により交付を決定し、通知してよいでしょうか。また、決裁後に補助金を支出してよいでしょうか。併せて伺います。							
主 管 市民文化局人権・男女共同参画室			副市長	副市長	副市長	市 長	
電 話					加 藤 順 一 承認		
文書主任	担 任						
青 木 貴 承認	打 越 大 起案	課長補佐 名 倉 三保子 承認	担当課長 羽田野 真 男 承認	室長 井 上 純 承認			
市民文化局市民生活部庶務課	城 田 悠 人 承認	課長補佐 澤 登 崇 史 承認	課長 高 橋 輝 雄 承認	部長 山 根 隆 之 承認	局長 中 村 茂 承認		
会計室審査課	望 月 啓 矢 承認	係長 吉 村 元 秀 承認	担当課長 吉 村 元 秀 承認	室長 山 本 奈保美 承認	会計管理者 山 本 奈保美 承認		

予算執行伺書



(一般) 概算払

伝票番号 0010434 - 000

年度	04	会計	01 一般会計																				
所 属	255000 (市) 人権・男女共同参画室																						
予算区分	1	現年									起 票 日	4年 4月 13日											
款	03	市民文化費																					
項	01	市民文化費									契約形態	総価契約											
目	04	人権・男女共同参画費									契約区分	自所属契約											
大事業	03	人権関連経費									契約方法	なし											
中事業	05	人権関連経費									予算配当額	7,124,000円											
小事業	15	人権関連補助金									負担行為額	1,320,000円											
節	18	負担金補助及び交付金									目節残額	5,804,000円											
細 節	25	市関連外団体補助金																					
細々節	15	人権擁護委員協議会補助金																					
億 万 円 <table><tr><td>予定金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> うち消費税相当額 0 円												予定金額					¥	1	3	2	0	0	0
予定金額					¥	1	3	2	0	0	0												
件名等	件 名	令和4年度川崎人権擁護委員協議会補助金																					
	履行場所																						
	支払予定日	年	月	日	～	年	月	日	分割回数	回													
	業 種																						
	不適合責任	有	入札保証金				免除	契約保証金		免除													
	前 払 金	無	前払限度額					円															
概要																							

[illegible]

川崎人権擁護委員協議会への川崎市人権擁護委員協議会補助金の交付について

1 補助目的・効果

川崎市人権擁護委員協議会補助金は、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発と人権擁護に寄与することを目的として、川崎人権擁護委員協議会が行う補助事業等に対し、予算の範囲内において地方自治法第232条の2の規定に基づき本市が交付するものである。

補助事業を主催する川崎人権擁護委員協議会は、横浜地方法務局川崎支局に事務局を置き、川崎市内全域で多くの市民等に対して人権教育、人権意識の普及、人権相談等の活動を展開している。

本補助金は、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」が掲げる施策の方向のうち、①人権教育の推進、②人権意識の普及、③相談・救済、自立支援の充実、④連携協働による取組の推進の4点について、補助効果が期待される。

2 補助金交付先 川崎人権擁護委員協議会 会長 酒井 道子

川崎市川崎区宮前町12番11号

3 補助金の内容

人権擁護委員法第11条の職務及び第17条第1項の任務並びに人権擁護に関する事業に対する補助

(1) 人権啓発事業 市民祭り及び各区区民祭等での啓発活動

人権週間や「人権擁護委員の日」等における繁華街での啓発活動

川崎市内の小学校における人権教室の実施

(2) 研 修 事 業 人権相談の研修

(3) 中学生人権作文コンテスト事業

川崎市内全中学校を対象とした人権作文コンテストの実施

(4) その他、川崎人権擁護委員協議会の運営に必要な経費

4 交付予定額 1,320,000円

(内訳) 会議費 50,000円

事業費 990,000円 (啓発活動費、研修会費)

地区部会費 70,000円

事務費 64,400円 (消耗品費、通信費、備品費)

分担金 145,600円

※令和4年度は、人権啓発事業や各種事業等の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会的情勢の影響を受けることが考えられるが、その際の交付額は、

川崎市人権擁護委員協議会補助金交付要綱に基づき、双方協議の上、決定することとする。

5 補助交付決定通知書 別紙「補助交付決定通知書（案）」のとおり

- 6 申請書等
- (1) 川崎市人権擁護委員協議会補助金交付申請書
 - (2) 令和4年度交付対象補助事業等事業計画書
 - (3) 令和4年度事業計画書及び予算案、収支予算書
 - (4) 令和3年度事業報告書及び収支決算書
 - (5) 川崎人権擁護委員協議会会則

- 7 支払方法
- 当該団体は人権啓発等収益性のない事業を行う団体であり、収入は川崎市からの補助金のみとなっており、先に経費を受領しなくては事業を円滑に実施することができない。また、補助の対象となっている啓発事業は当該団体が通年にわたって実施している事業であり、年度当初から事業が行われること、また、中学生人権作文コンテスト、人権擁護委員の研修実施等の経費が未確定であることから、円滑な事業の実施を図るため、地方自治法施行令第162条第3号を適用し、概算払とする。

- 8 交付の根拠 川崎市人権擁護委員協議会補助金交付要綱

(案)

第2号様式

川崎市指令市人第 号

所在地 川崎市川崎区宮前町12番11号

団体名 川崎人権擁護委員協議会

代表者名 会長 酒井 道子

補助金交付決定通知書

令和4年4月1日付けで申請のあった川崎市人権擁護委員協議会補助金について、次の条件を付して、金1,320,000円を交付します。

令和4年 月 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 補助金は、概算払いで交付します。
- 2 補助金は、申請書に記載された補助事業等以外の経費に使用しないでください。
- 3 交付対象補助事業等に要する経費の配分又は交付対象補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるものとします。
- 4 交付対象補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受ける必要があります。
- 5 交付対象補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- 6 交付対象事業の終了後、事業報告書と事業収支報告書を添えて速やかに交付対象事業の実績を報告してください。報告書により精算し、その結果残余が出た場合は速やかに返納してください。
- 7 交付対象補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業等完了後5年間保管してください。

※ 補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この補助金交付決定通知書の決定の日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。

第1号様式

川崎市人権擁護委員協議会補助金交付申請書

令和4年4月1日

(あて先) 川崎市長

申請者

所在地 川崎市川崎区宮前町12番11号

団体名 川崎人権擁護委員協議会

代表者名 会長 酒井道子

電話番号 044-244-4100

令和4年度の標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付対象補助事業等に係る 目的	人権擁護委員法第17条の任務及び人権擁護に関する 相談事業の円滑な遂行を図る。
交付対象補助事業等の内容	人権啓発活動として、中学生人権作文コンテストを実施 する。 川崎市内各区小学校において、人権啓発活動として、人 権教室を実施する。 川崎市市民祭、各区民祭、駅前繁華街などで、映画の上 映や啓発物品の配布などによる啓発活動を実施する。 相談事業に関わる委員の研修を実施する。
交付を受けようとする補助 金の額	金1,320,000円
備 考	



令和4年度交付対象補助事業等 事業計画書

事業名：人権啓発事業
研修事業
中学生人権作文コンテスト事業
人権教室

目的：すべての人民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る。

内容：人権啓発事業は、市民祭・各区区民祭での啓発活動及び人権週間行事として駅繁華街での街頭啓発を実施する。川崎市内各区小学校において、人権教室を実施する。

研修事業は、人権相談員の研修を実施する。

川崎市内全中学校を対象とした、人権作文コンテストを実施する。

実施時期：令和4年4月1日から令和5年3月31日

必要経費： 1, 320, 000円

経費配分及び使用方法：会議費 50, 000円
事業費 990, 000円
（作文コンテスト記念品・啓発物品購入，
委員研修会費・研修講師謝礼 等）
地区部会費 70, 000円
事務費 64, 400円
（文房具・切手代・通信費 等）
分担金 145, 600円
（県連分担金・関東ブロック分担金）

補助金算出基礎：別添予算書のとおり

実施計画：別添事業計画のとおり

令和4年度予算(案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部

(単位:円)

予算科目		予算額		前年度決算額		増減額	備考
項	目						
助成金		1,320,000		1,320,000		0	
	助成金		1,320,000		1,320,000	0	川崎市助成金
その他		0		9		-9	
	その他		0		9	-9	利子
繰越金		0		0		0	
	繰越金		0		0	0	
合計		1,320,000		1,320,009		-9	

支出の部

(単位:円)

予算科目		予算額		前年度決算額		増減額	備考
項	目						
会議費		50,000		17,215		32,785	
	会議費		50,000		17,215	32,785	企画、常務委員会
事業費		990,000		980,536		9,464	
	啓発活動費		940,000		980,536	-40,536	啓発物品、作文コンテスト・景品等
	研修会費		50,000		0	50,000	委員研修会費
地区部会費		70,000		70,000		0	
	地区部会費		70,000		70,000	0	
事務費		64,400		106,658		-42,258	
	消耗品費		29,400		40,502	-11,102	封筒、文房具等
	通信費		35,000		66,156	-31,156	郵送切手、葉書代等
	備品費		0		0	0	
分担金		145,600		145,600		0	
	分担金		145,600		145,600	0	県連分担金
予備費		0		0		0	
	予備費		0		0	0	
合計		1,320,000		1,320,009		-9	

令和4年3月31日

川崎人権擁護委員協議会

会長 酒井 道子

会計 平尾 康子

令和4年度交付対象補助事業等 収支予算書

<収入の部>

単位：円

項 目	金 額	備 考
川崎市補助金	1,320,000	
合 計	1,320,000	

<支出の部>

単位：円

項 目	金 額	備 考
会議費	50,000-	
会議費	50,000	定時総会, 常務委員会, 企画委員会
事業費	990,000-	
啓発活動費	940,000	啓発物品, 作文コンテスト景品等
研修会費	50,000	委員研修会費
地区部会費	70,000-	
事務費	64,400-	
消耗品費	29,400	文房具等
通信費	35,000	郵便切手, 葉書代等
備品費	0	
分担金	145,600-	県連分担金, 関プロ分担金
合 計	1,320,000-	

令和4年度事業計画

1. 会議・研修・啓発活動等

(1) 会議

① 総会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
5	24	令和4年度川崎人権擁護委員協議会定時総会	サンピアンかわさき	1 令和3年度事業報告 2 令和3年度収支決算報告 3 監査報告 4 令和4年度役員の改選 5 令和4年度事業計画(案) 6 令和4年度予算(案) 7 第41回全国中学生人権作文コンテストについて 8 その他

② 会計監査

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
4	4	会計監査	横浜地方法務局 川崎支局	令和3年度会計監査

③ 常務委員会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
4	19	第1回常務委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 令和4年度定時総会について 2 令和3年度事業報告・収支決算報告・監査報告 3 令和4年度事業計画(案)・予算(案) 4 「人権擁護委員の日」の事業について 5 第41回全国中学生人権作文コンテストについて 6 第2回常務委員会の日程について 7 その他
6		第2回常務委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 第41回全国中学生人権作文コンテストについて 2 各合同地区部会の開催について 3 令和4年度委員研修会について 4 第3回常務委員会の日程について 5 その他
10		第3回常務委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第41回全国中学生人権作文コンテストの結果について 3 人権週間(街頭啓発)について 4 令和4年度事業計画(10月以降)について 5 第4回常務委員会の日程について 6 その他
3		第4回常務委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 令和4年度事業報告(中間報告)について 2 令和5年度事業計画(案)について 3 総会の日程及び「人権擁護委員の日」の事業について 4 令和5年度第1回常務委員会の日程について 5 その他

④ 定例会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
4	19	第1回定例会	横浜地方法務局 川崎支局	1 常務委員会の報告 2 情報交換 3 連絡事項 4 その他
6		第2回定例会	横浜地方法務局 川崎支局	
10		第3回定例会	横浜地方法務局 川崎支局	
3		第4回定例会	横浜地方法務局 川崎支局	

⑤ 企画委員会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
4	12	第1回企画委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 常務委員会の報告 2 情報交換、連絡事項、その他
5	10	第2回企画委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 令和4年度定時総会について 2 県連総会について 3 ネットワーク協議会事業について 4 第2回常務委員会、定例会について 5 第1回委員研修会について 6 情報交換、連絡事項、その他
6	14	第3回企画委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第2回常務委員会、定例会について 3 情報交換、連絡事項、その他
7	12	第4回企画委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第1回委員研修会について 3 第41回全国中学生人権作文コンテストについて 4 その他
8	9	第5回企画委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第1回委員研修会について 3 情報交換、連絡事項、その他

9	13	第6回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第3回常務委員会について 3 情報交換、連絡事項、その他
10	11	第7回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第3回常務委員会、今後の活動について 3 情報交換、連絡事項、その他
11	8	第8回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第2回委員研修会について 3 情報交換、連絡事項、その他
12	13	第9回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第41回全国中学生人権作文コンテスト記念品等 発送作業 3 第2回委員研修会について 4 情報交換、連絡事項、その他
1	10	第10回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第2回委員研修会について 3 情報交換、連絡事項、その他
2	14	第11回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第4回常務委員会について 3 情報交換、連絡事項、その他
3	14	第12回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第4回常務委員会について 3 令和5年度第1回常務委員会、定例会について 4 令和5年度定時総会について 5 常務委員、企画委員選出、役員改選について 6 情報交換、連絡事項、その他

⑥ 合同地区部会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
6		川崎・幸・中原合同地区部会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 事業計画について (1) 特設相談所の開設について (2) 講演会・映画会・座談会等の開催について (3) 街頭啓発活動について (4) その他（区民祭・人権教室など）
6		高津・宮前合同地区部会	宮前区役所	2 第41回全国中学生人権作文コンテストの実施について (1) 担当中学校の割り当てについて (2) その他
6		多摩・麻生合同地区部会	多摩区役所	3 意見交換、連絡事項、その他
11		高津・宮前合同地区部会	高津区役所	1 活動報告 2 意見交換
12		川崎・幸・中原合同地区部会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 活動報告 2 意見交換

⑦ 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
4	19	第1回川崎人権啓発活動地域 ネットワーク協議会会議	横浜地方方法務局 川崎支局	1 令和4年度ネットワーク協議会事業計画打合せ 2 その他
6		第2回川崎人権啓発活動地域 ネットワーク協議会会議	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業打合せ 2 その他
10		第3回川崎人権啓発活動地域 ネットワーク協議会会議	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業打合せ 2 その他
3		第4回川崎人権啓発活動地域 ネットワーク協議会会議	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業打合せ 2 その他

⑧ その他の会議

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
4	4	役員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 第1回常務委員会について 2 その他
5		役員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 令和4年度定時総会について 2 その他
6		役員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 第2回常務委員会について 2 その他
9		役員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 第3回常務委員会について 2 その他
2		役員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 第4回常務委員会について 2 その他

(2) 研修

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
7		川崎協議会新任研修	横浜地方方法務局 川崎支局	1 人権擁護委員活動の概要について 2 その他

7	令和4年度第1回 委員研修会		高津・宮前合同地区部会担当 1 事例研修 2 意見交換
2	令和4年度第2回 委員研修会		多摩・麻生合同地区部会担当 1 事例研修 2 意見交換

(3) 相談・啓発活動

事業（行事）	開催場所	摘要
人権相談所（定例） 13:00～16:00	川崎区役所	毎月 第2火曜日
	幸区役所	毎月 第3木曜日
	中原区役所	毎月 第2木曜日
	高津区役所	毎月 第1火曜日
	宮前区役所	毎月 第3火曜日
	多摩区役所	毎月 第4金曜日
	麻生区役所	毎月 第3月曜日
人権相談所（常設） 10:00～16:00	横浜地方方法務局 川崎支局 人権相談室	毎週 月・水・金曜日
	横浜地方方法務局	土・日曜日、祝日を除く毎日
	横浜地方方法務局	横浜地方方法務局の指定した日

特設人権相談所

月	日	主催部会	開催場所	主な内容
6	1	高津区・宮前区	川崎市役所	1 相談業務 2 啓発物品の配布
12		高津区・宮前区	高津区役所	
12		多摩区・麻生区	麻生区役所	
2		高津区・宮前区	宮前区役所	
2		多摩区・麻生区	多摩区役所	

講演会・座談会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
11		こども座禅会	福昌寺	1 小学生を対象にした座禅会 2 人権についてのお話 3 啓発物品の配布
3		アビエ寄席	泉福寺	精神障がい者との対話（社会福祉法人アビエ）

街頭啓発活動

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
5	24	「人権擁護委員の日」	銀柳街商店街	1 啓発物品の配布 2 各広報紙による啓発記事の掲載
9		たまたま子育てまつり	多摩市民館	
10		あさお区民まつり	麻生区役所	
10		幸区民祭	幸区役所	
10		宮前区民祭	宮前区役所周辺	
11		かわさき市民祭り	富士見公園一帯	
11		なかはら「ゆめ」区民祭	とどろきアリーナ	
11		高津・宮前合同地区部会人権 週間街頭啓発	武蔵溝ノ口駅 キラリデッキ	
12		川崎・幸・中原合同地区部会 人権週間街頭啓発	銀柳街商店街	
12		多摩・麻生合同地区部会人権 週間街頭啓発	新百合ヶ丘駅周辺	

2. 人権作文コンテスト

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
		予備審査	横浜地方方法務局 川崎支局	川崎市内全中学生の作文審査
		予備審査	高津区役所	
		予備審査	多摩区役所	
		第一次本審査	横浜地方方法務局 川崎支局	予備審査通過作品の審査
		第二次本審査	横浜地方方法務局 川崎支局	1 第一次審査通過作品の審査 2 県大会推薦作品の決定
11	23	表彰式	川崎アゼリア サンライト広場	1 表彰式 2 受賞作品の朗読 3 記念撮影

3. 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
8		「平和を語る市民のつどい」	川崎市平和館	1 啓発物品の配布 2 啓発用ポスターの掲示
10		「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」	川崎市平和館	

		人権啓発Jリーグ連携事業	等々力競技場	3 人権キャラクター参加
11	23	かわさき人権フェア	川崎アゼリア サンライト広場	
		ヒーブルデザインシネマ		性的マイノリティをテーマとした映画の上映ほか
		Jリーグ連携事業 未就学児を対象とした スポーツ人権教室	市内保育園	1 紙芝居 2 人権のお話 3 啓発品の配布

4. 人権教室

月	日	主催部会	開催場所	主な内容
		川崎区	川崎市内の小・中学校 (各区)、わくわくプラ ザ、幼稚園、保育園、お 寺での座禅会など	1 「種をまこう」、紙芝居等を使用した啓発活動 2 啓発物品の配布
		中原区		
		高津区・宮前区		
		多摩区		
		麻生区		

5. 企業研修

研修テーマ	主な内容
セクハラ・パワハラ防止、人権問題全般に関するもの	企業が社内で実施する人権研修に講師を派遣

6. 神奈川県人権擁護委員連合会

(1) 総会

月	日	事業(行事)	開催場所	主な内容
6	17	令和4年度神奈川県人権擁護 委員連合会総会	相模原 社のホール	1 令和3年度事業報告・同収支決算報告・監査報告 2 令和4年度事業計画(案)・同予算(案) 3 役員選任について 4 令和4年度啓発活動重点目標について 5 決議文、その他

(2) 理事会

月	日	事業(行事)	開催場所	主な内容
6	2	第1回理事会	横浜地方法務局	1 令和3年度事業報告・同収支決算 2 令和4年度事業計画(案)・同予算(案) 3 役員選任について 4 啓発活動重点目標の取り組みについて
9	1	第2回理事会	横浜地方法務局	1 令和4年度県連総会の開催報告について 2 啓発行事について 3 人権週間期間中における各協議会の啓発活動について 4 関ブロ大会報告、同研修について
11	10	第3回理事会	横浜地方法務局	1 人権作文コンテストの審査結果と表彰式 2 「絵とことば」コンテストについて 3 ハートフルフェスタinおだわ ら 4 全連、関ブロの動きについて
3	2	第4回理事会	横浜地方法務局	1 令和4年度事業報告・同収支決算報告 2 令和5年度事業計画案・同予算案提出 3 令和5年度啓発活動重点目標の取り組みについて 4 令和5年度県連総会について

(3) 研修

月	日	事業(行事)	開催場所	主な内容
2	15	委員研修会		講義、活動報告
		令和4年度人権相談 対応研修		講義

(4) 神奈川県人権啓発活動ネットワーク協議会事業

月	日	事業(行事)	開催場所	主な内容
12	10	ハートフルフェスタinおだわ ら		1 講演会 2 ハートフルコンサートほか

7. 関東人権擁護委員連合会

(1) 総会

月	日	事業(行事)	開催場所	主な内容
6	22	令和4年度関東人権擁護委員 連合会総会・茨城研究大会	Web会議	1 令和3年度活動報告・収支決算報告・会計監査報告 2 令和4年度活動計画(案)・予算(案)・会則改正(案) 3 宣言・決議(案)の採択 4 役員選任、その他 5 会務報告、次期開催報告 6 【研究大会】講演会・活動発表

(2) 研修

月	日	事業(行事)	開催場所	主な内容
10		関ブロ研修会	国立オリンピック 記念青少年総合 センター	1 基調講演 2 分科会でのグループ討議

令和3年度収支決算報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収入金額 1,320,009 円

支出金額 1,320,009 円

差引残高 0 円

収入の部

予算科目		予算額		決算額		増減額	備考
項	目						
助成金		1,320,000		1,320,000		0	
	助成金		1,320,000		1,320,000	0	川崎市助成金
その他		0		9		9	
	その他				9	9	利子
繰越金		0		0		0	
	繰越金		0		0	0	
合計		1,320,000		1,320,009		9	

支出の部

予算科目		予算額		決算額		増減額	備考
項	目						
会議費		50,000		17,215		-32,785	
	会議費		50,000		17,215	-32,785	企画, 常務委員会
事業費		990,000		980,536		-9,464	
	啓発活動費		940,000		980,536	40,536	啓発物品, 作文コンテスト景品等
	研修会費		50,000		0	-50,000	委員研修会費
地区部会費		70,000		70,000		0	
	地区部会費		70,000		70,000	0	
事務費		64,400		106,658		42,258	
	消耗品費		29,400		40,502	11,102	封筒, 文房具等
	通信費		35,000		66,156	31,156	郵送切手, 葉書代等
	備品費		0		0	0	
分担金		145,600		145,600		0	
	分担金		145,600		145,600	0	県連分担金
予備費		0		0		0	
	予備費		0		0	0	
合計		1,320,000		1,320,009		9	

令和3年度交付対象補助事業等 収支決算書

<収入の部>

単位：円

項目	予算額	決算額	備考
川崎市補助金	1,320,000	1,320,000	
利子	0	9	
合 計	1,320,000	1,320,009	

<支出の部>

単位：円

項目	予算額	決算額	備考
会議費	50,000-	17,215-	
会議費	50,000-	17,215	
事業費	990,000-	980,536-	
啓発活動費	940,000	980,536	
研修会費	50,000	0	
地区部会費	70,000-	70,000-	
地区部会費	70,000	70,000	
事務費	64,400-	106,658-	
消耗品費	29,400	40,502	
通信費	35,000	66,156	
備品費	0	0	
分担金	145,600	145,600-	
	145,600	145,600	
合 計	1,320,000-	1,320,009-	

令和3年度事業報告

1. 会議・研修・啓発活動等

(1) 会議

① 総会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
5	25	令和3年度川崎人権擁護委員協議会定時総会	感染防止のため 書面協議で実施	1 令和2年度事業報告 2 令和2年度収支決算報告 3 監査報告 4 令和3年度役員の選任 5 令和3年度事業計画（案） 6 令和3年度予算（案） 7 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 8 その他	委員36名

※令和3年5月26日：令和3年度川崎人権擁護委員協議会定時総会（書面会議）の議事録の送付について36名の委員から書面決定書の提出があり、36名の委員全員から全議案承認されました。

② 会計監査

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	6	会計監査	横浜地方法務局 川崎支局	令和2年度会計監査	委員5名

③ 常務委員会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	15	第1回常務委員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 令和3年度定時総会について 2 令和2年度事業報告・収支決算報告・監査報告 3 令和3年度事業計画（案）・予算（案） 4 「人権擁護委員の日」の事業について 5 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 6 その他	委員13名 法務局3名 川崎市2名
6	11	第2回常務委員会	感染防止のため 書面送付開催	1 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 2 各合同地区部会の開催について 3 令和3年度委員研修会について 4 第3回常務委員会の日程について 5 その他	委員19名

※令和3年6月11日：第2回常務委員会資料の配布をもって会議開催とした。

10	14	第3回常務委員会	川崎市教育文化会館 視聴覚教室	1 ネットワーク協議会事業について 2 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 3 人権週間（街頭啓発）について 4 令和3年度事業計画（10月以降）について 5 その他	委員19名 法務局2名
3	17	第4回常務委員会	川崎市教育文化会館 第1～第3学習室	1 令和3年度事業報告（中間報告）について 2 令和4年度事業計画（案）について 3 総会の日程及び「人権擁護委員の日」の事業について 4 令和4年度第1回常務委員会の日程について 5 その他	

④ 定例会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	15	第1回定例会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	横浜地方法務局 川崎支局	1 常務委員会の報告 2 情報交換 3 連絡事項 4 その他	
6	11	第2回定例会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	横浜地方法務局 川崎支局		
10	14	第3回定例会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	川崎市教育文化会館 視聴覚教室		
3	17	第4回定例会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	川崎市教育文化会館 第1～第3学習室		

⑤ 企画委員会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	13	第1回企画委員会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	横浜地方法務局 川崎支局	1 常務委員会の報告 2 情報交換、連絡事項、その他	

5	11	第2回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 令和3年度定時総会について 2 県連総会について 3 ネットワーク協議会事業について 4 第2回常務委員会、定例会について 5 第1回委員研修会について 6 情報交換、連絡事項、その他	
～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～					
6	8	第3回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第2回常務委員会、定例会について 3 情報交換、連絡事項、その他	
～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～					
7	6	第4回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について (1) 平和を語る市民のつどい 2 第1回委員研修会について 3 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 4 地区部会報告について 5 第3回常務委員会について 6 その他	委員7名 法務局2名 川崎市1名
8	10	第5回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第1回委員研修会について 3 情報交換、連絡事項、その他	
～中止～					
9	14	第6回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について (1) 拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい (2) Jリーグ連携啓発活動 2 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 3 第3回常務委員会、今後の活動について 4 その他	委員9名 法務局2名 川崎市2名
10	12	第7回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第3回常務委員会、今後の活動について 3 情報交換、連絡事項、その他	
～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～					
11	9	第8回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について (1) かわさき人権フェア 2 今後の事業計画について 3 その他	委員7名 法務局2名 川崎市1名
12	14	第9回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 第40回全国中学生人権作文コンテスト参加校へ 記念品等発送作業 2 その他	委員8名 法務局2名
1	11	第10回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第1回委員研修会について 3 情報交換、連絡事項、その他	
～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～					
2	8	第11回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第4回常務委員会について 3 情報交換、連絡事項、その他	
～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～					
3	8	第12回企画委員会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業について 2 第4回常務委員会について 3 令和4年度第1回常務委員会、定例会について 4 Web会議導入について 5 常務委員、企画委員選出、役員改選について 6 その他	

⑥ 合同地区部会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
6	21	川崎・幸・中原合同地区部会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 事業計画について (1) 特設相談所の開設について (2) 講演会・映画会・座談会等の開催について (3) 街頭啓発活動について (4) その他（区民祭・人権教室など）	委員11名 法務局2名
6	17	高津・宮前合同地区部会	宮前区役所	2 第40回全国中学生人権作文コンテストの実施について (1) 担当中学校の割り当てについて (2) その他	委員11名 法務局1名
6	22	多摩・麻生合同地区部会	多摩区役所	3 意見交換、連絡事項、その他	委員10名 法務局1名
11	18	高津・宮前合同地区部会	高津区役所	1 活動報告 2 意見交換	委員11名
12	6	川崎・幸・中原合同地区部会	横浜地方方法務局 川崎支局	1 令和3年度第1回委員研修会について 2 活動報告 3 意見交換	委員13名 法務局1名

⑦ 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	15	第1回川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会会議	横浜地方法務局 川崎支局	1 令和3年度ネットワーク協議会事業計画打合せ 2 その他	委員3名 法務局3名 川崎市1名
6	11	第2回川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会会議	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業打合せ (1) Jリーグ連携事業 (2) 平和を語る市民のつどい 2 その他	委員4名 法務局4名 川崎市1名
10	14	第3回川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会会議	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業打合せ (1) Jリーグ連携事業 (2) 拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい (3) かわさき人権フェア (4) ピープルデザインシネマ 2 その他	委員3名 法務局2名 川崎市1名
3	17	第4回川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会会議	横浜地方法務局 川崎支局	1 ネットワーク協議会事業打合せ 2 その他	

⑧ その他の会議

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	6	役員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 第1回常務委員会について 2 その他	委員6名 法務局2名
5	14	役員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 令和3年度定時総会について 2 その他	委員6名 法務局2名
6	1	役員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 第2回常務委員会について 2 その他	委員4名 法務局1名
12	17	東京法務局人権擁護部長意見交換会	横浜地方法務局 川崎支局	意見交換	委員3名 法務局2名
2	8	役員会	横浜地方法務局 川崎支局	1 第4回常務委員会について 2 その他	委員3名 法務局2名

(2) 研修

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
4	22	川崎協議会新任研修	横浜地方法務局 川崎支局	1 人権擁護委員活動の概要について 2 その他	委員2名
1	25	第1回委員研修会	西明寺新客殿 (中原区)	川崎・幸・中原合同地区部会担当 1 事例研修 (1) 今までの相談業務の事例発表・グループ討議 (2) 傾聴及び相談表の書き方 2 意見交換 3 その他	
～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～					

(3) 相談・啓発活動

常設・定例相談						
月	常設相談回数	相談件数	定例相談回数	相談件数	集約相談回数	SOSミニレター返信回数
4月	13回	5件	7回	0件	4回	2回
5月	11回	3件	6回	0件	—	1回
6月	13回	0件	7回	0件	5回	7回
7月	12回	1件	6回	0件	—	12回
8月	12回	0件	7回	0件	7回	6回
9月	12回	0件	6回	0件	—	2回
10月	13回	6件	7回	1件	—	1回
11月	12回	2件	7回	0件	6回	1回
12月	12回	4件	7回	1件	—	1回
1月	11回	3件	7回	0件	4回	—
2月	10回	0件	7回	0件	—	1回
3月	12回	0件	6回	0件	—	1回
合計	143回	24件	80回	2件	26回	35回

- ・令和3年5月28日（金）～10月7日（木）：新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、常設相談は中止
- ・令和3年8月2日（月）～10月7日（木）：新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、定例相談は中止
- ・常設相談は10月8日（金）から、定例相談は10月から再開
- ・令和4年1月21日（金）～3月31日（木）：まん延防止等重点措置のため、常設・定例相談は中止

特設人権相談所				
月	日	主催部会	開催場所	主な内容
6	1	高津・宮前合同地区部会	川崎市役所	1 相談業務 2 啓発物品の配布
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催自粛～		
11	18	高津・宮前合同地区部会	高津区役所	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催自粛～		
12	7	多摩・麻生合同地区部会	麻生区役所	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催自粛～		
2	10	高津・宮前合同地区部会	宮前区役所	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催自粛～		
2	25	多摩・麻生合同地区部会	多摩区役所	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催自粛～		

講演会・座談会				
月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
11	17	こども座禅会	福昌寺	1 小学生を対象にした座禅会 2 人権についてのお話 3 啓発物品の配布 4 対象：小学校2年生35名
				委員2名

街頭啓発活動				
月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容
5	25	「人権擁護委員の日」	銀柳街商店街	1 啓発物品の配布 2 各広報紙による啓発記事の掲載
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
9	19	たまたま子育てまつり	多摩市民館	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
10	10	あさお区民まつり	麻生区役所	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
10	17	幸区民祭	幸区役所	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
10	17	宮前区民祭	宮前区役所周辺	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
11	5	かわさき市民祭り	富士見公園一帯	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
11	14	なかはら”ゆめ”区民祭	とどろきアリーナ	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
11	18	人権週間街頭啓発	武蔵溝ノ口駅 キラリデッキ	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
12	6	人権週間街頭啓発	銀柳街商店街	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		
12	7	人権週間街頭啓発	新百合ヶ丘駅周辺	
		～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		

2. 人権作文コンテスト

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
9	13	予備審査	横浜地方法務局 川崎支局	川崎市内全中学生の作文審査	委員14名
9	13	予備審査	高津区役所		委員11名 法務局1名
9	17	予備審査	多摩区役所		委員9名
9	21	第一次本審査	横浜地方法務局 川崎支局	予備審査通過作品の審査	委員7名 法務局1名
9	24	第二次本審査	横浜地方法務局 川崎支局	1 第一次審査通過作品の審査 2 県大会推薦作品の決定	委員1名 法務局1名 川崎市2名
11	23	表彰式	川崎アゼリア サンライト広場	1 表彰式 2 受賞作品の朗読 3 記念撮影	委員15名 法務局4名

3. 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
8	7	「平和を語る市民のつどい」	川崎市平和館 オンライン開催	1 啓発物品の配布 2 啓発用ポスターの掲示 3 人権キャラクター参加	委員3名 法務局2名
10	2	「拉致被害者家族を支援する かわさき市民のつどい」	川崎商工会議所 オンライン開催		委員4名 川崎市5名
10	24	人権啓発Jリーグ連携事業	等々力競技場		委員10名 法務局4名 川崎市5名
11	23	かわさき人権フェア	川崎アゼリア サンライト広場		委員15名 法務局4名 川崎市6名
3	19	ピープルデザインシネマ	オンライン開催	性的マイノリティをテーマとした映画の上映ほか	

4. 人権教室

月	日	主催部会	開催場所	主な内容	出席者
11	5	麻生区	栗木台小学校	1 「みんなで考えよう子どもの権利条例」 DVDを利用した啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：3年生100名	委員7名
11	18	多摩区	下布田小学校	1 「みんなで考えよう子どもの権利条例」 DVDを利用した啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：4年生64名	委員6名
11	29	中原区	上丸子小学校 わくわくプラザ	1 「白い魚とサメの子」紙芝居による啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：1～2年生40名	委員4名
12	6	麻生区	片平小学校	1 「白い魚とサメの子」パワーポイントを使った 紙芝居による啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：2年生84名	委員6名
12	8	中原区	新丸子子供文化 センター	1 「白い魚とサメの子」紙芝居による啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：3年生中心15名	委員5名
12	9	麻生区	片平小学校	1 「白い魚とサメの子」パワーポイントを使った 紙芝居による啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：1年生100名	委員7名
12	10	中原区	西丸子小学校 わくわくプラザ	1 「白い魚とサメの子」紙芝居による啓発活動 2 啓発物品の配布 3 対象：1～2年生30名	委員3名
11		多摩区 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	西菅小学校	1 「種をまこう」、紙芝居等を使用した啓発活動 2 啓発物品の配布	
		高津区・宮前区	西野川小学校	*西野川小学校、坂戸小学校、田島中学校については来年度に延期	
		高津区・宮前区	坂戸小学校		
		川崎区	田島中学校		

※川崎市人権オンブズパーソン人権教室見学

・11月26日（金）南河原中学校 委員3名

5. 企業研修

研修テーマ	主な内容	出席者
セクハラ・パワハラ防止、人権問題全般に関するもの	企業が社内で実施する人権研修に講師を派遣	
企業が行う人権研修への講師派遣は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催できませんでした。		

6. 神奈川県人権擁護委員連合会

(1) 総会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
6	18	令和3年度神奈川県人権擁護委員連合会総会	感染防止のため 書面協議で実施	1 令和2年度事業報告・同収支決算報告・監査報告 2 令和3年度事業計画（案）・同予算（案） 3 役員の選任 4 令和3年度啓発活動重点目標について 5 決議文、その他	

(2) 理事会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
6	3	第1回理事会	横浜地方法務局	1 令和2年度事業報告・同収支決算 2 令和3年度事業計画（案）・同予算（案） 3 役員選任について 4 啓発活動重点目標の取り組みについて	
9	2	第2回理事会	感染防止のため 書面協議で実施	1 令和3年度神奈川県人権擁護委員連合会書面総会の結果 及び課題について (1) 予算について、分担金について- 決議について 2 第40回全国中学生人権作文コンテストについて 3 令和4年度からの全国中学生人権作文コンテストに ついて 4 第3回「絵とことば」コンテストについて 5 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 6 全国一斉「女性の人権ホットライン」実施について 7 令和3年度行事・研修等の予定 8 令和4年1月から12月電話当番について	
11	4	第3回理事会	横浜地方法務局	1 ハートフルフェスタinあつぎ(中止) 2 県連委員研修会開催について 3 令和3年度前期会計報告 4 令和4年度会議日程(案) 5 令和4年度作文審査についてアンケートから 6 令和4年相談集約実施当番について	
3	3	第4回理事会	横浜地方法務局 川崎支局 Web会議	1 県連総会について 6月17日（金）相模原「杜のホール」 2 令和4年度総会資料について 3 関プロ茨城大会について Web会議6月22日（金） 4 令和4年度の活動について 5 会則の一部変更について 6 その他	

(3) 研修

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
6	18	委員研修会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	海老名市文化会館	講演	
2	25	委員研修会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	男女共同参画 センター 横浜フォーラム	1 人権擁護課菅原局長講義 2 厚木、相模原委員会の活動報告	
2	28	令和3年度人権相談 対応研修	横浜地方法務局 川崎支局 Web会議	オンラインによる講義 1 カウンセリングの基礎知識 2 相談者へのアドバイス 3 対応困難者からの相談への対応（グループワーク）	委員4名

(4) 神奈川県人権啓発活動ネットワーク協議会事業

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
12	11	ハートフルフェスタ厚木 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～		1 講演会 2 ハートフルコンサートほか	

7. 関東人権擁護委員連合会

(1) 総会

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
7	1	令和3年度関東人権擁護委員 連合会総会・東京研究大会	外国人在留支援セン ター（四谷） Web会議	1 令和2年度活動報告・収支決算報告・会計監査報告 2 令和3年度活動計画(案)・予算(案)・会則改正(案) 3 宣言・決議(案)の採択 4 役員選任、その他 5 会務報告、次期開催報告 6 【研究大会】講演会・活動発表	委員1名

(2) 研修

月	日	事業（行事）	開催場所	主な内容	出席者
10	13 14	関ブロ研修会 ～新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止～	国立オリンピック 記念青少年総合 センター	1 基調講演 2 分科会でのグループ討議	

川崎人権擁護委員協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、川崎人権擁護委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、各委員間の連絡を図り、人権擁護委員法第17条の任務の円満な遂行を図ることを目的とする。

2 本会は、川崎市の人権擁護委員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、横浜地方法務局川崎支局（以下「川崎支局」という。）内に置く。

(相談所)

第4条 本会に人権相談所を置く。人権相談所は、川崎支局内及び川崎市各区役所相談センター内に設ける。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の各号に定める役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 総 務 | 1 名 |
| (5) 地区部会長 | 3 名 |
| (6) 常務委員 | 14 名 |
| (7) 会計監査 | 2 名 |
| (8) 企画委員 | 7 名 |

2 前項の役員のほか、顧問及び参与を置くことができる。

3 会長及び副会長は神奈川県人権擁護委員連合会の理事とする。

(役員の選任)

第6条 常務委員は、総会において川崎市各区ごとに各区委員の中からそれぞれ2名互選する。

なお、前条1項6号の規定にかかわらず特段の事情のある時は、別に若干名を選任することができる。

2 会長、副会長、総務は、総会において常務委員の中から互選する。総務は企画委員長を兼務する。

3 会計は企画委員の中から選出する。

4 地区部会長は、各地区部会に属する常務委員の中から互選する。

5 会計監査は、常務委員会の議を経て、会長が常務委員以外の委員を指名する。

6 地区部会長及び企画委員は、第4項の規程の場合を除いて、前条第1項各号の他の役員と兼任して行うことができる。

7 顧問及び参与は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに役員が選出されるまでの間、その職務を行う。

(会長、副会長、会計、総務、地区部会長及び常務委員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長、会計、総務及び常務委員は、本会の会務を掌理する。

3 地区部会長は、地区部会を代表し、その会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会計監査、企画委員、顧問及び参与の任務)

第9条 会計監査は、本会の会計を監査する。

2 企画委員は、本会の事務全般を遂行する。

3 顧問及び参与は、本会の開催する会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、常務委員会、企画委員会、定例会及び地区部会とする。

(総会の開催)

第11条 定時総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、川崎市内の人権擁護委員をもって組織する。

(総会の任務)

第12条 総会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 会則の制定及び改正に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業結果及び決算に関する事項
- (4) 役員の選任等に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する事項

(総会の運営)

第13条 総会の議長は、出席委員の中から選出する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

(常務委員会の開催)

第14条 常務委員会は、毎年4回これを開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 常務委員会は、会長、副会長、会計、総務及び常務委員、企画委員をもって組織する。

(常務委員会の任務)

第15条 常務委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 協議会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会から付託された事項

(常務委員会の運営)

第16条 常務委員会は会長が議長となり、議事は出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

(委員会の設置)

第16条の2 本会は、特別の事項を行うための委員会を置くことができる。

2 委員会の規程は、常務委員会において別に定める。

(地区部会の開催)

第17条 本会に川崎・幸・中原区合同地区部会、高津・宮前区合同地区部会、及び多摩・麻生区合同地区部会の3地区部会を置く。

2 地区部会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

3 地区部会は、各地区の人権擁護委員をもって組織する。

(地区部会の任務)

第18条 地区部会は各地区における事業に関する事項を審議する。

(会議の招集)

第19条 総会、常務委員会は、会長が招集する。

2 地区部会は、地区部会長が招集する。

3 会長から指名を受けた者は、オブザーバーとして会議に出席し、意見を述べることができる。

4 招集の時期及び方法については、川崎支局長を通じ、横浜地方法務局長と協議しなければならない。

(会議の記録)

第20条 第10条の会議を開催したときは、その議事の経過の要領及び結果を記載した議事録を作成しなければならない。

(地方法務局長の関与)

第21条 横浜地方法務局長及びその指定する職員は、本会が開催する会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 計

(経 費)

第22条 本会の経費は、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第24条 本会の予算及び決算は、毎年定時総会にこれを報告してその承認を受けなければならない。ただし、最初の会計年度は、本会成立の日から翌年3月31日までとする。

第5章 会則の変更その他

(会則の変更)

第25条 本会の会則は総会において、出席委員の3分の2以上の同意がなければ、これを変更することができない。

(規則の適用)

第26条 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程並びに本会の会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の決議によってこれを定める。

附 則 この会則は、昭和36年11月1日から実施する。

附 則 この会則は、昭和50年5月20日から実施する。

附 則 この会則は、平成4年6月1日から実施する。

附 則 この会則は、平成10年6月1日から実施する。

附 則 この会則は、平成14年6月3日から実施する。

附 則 この会則は、平成16年6月1日から実施する。

附 則 この会則は、平成19年5月31日から実施する。

附 則 この会則は、平成21年5月28日から実施する。

附 則 この会則は、平成22年5月25日から実施する。

附 則 この会則は、平成27年5月26日から実施する。

川崎市人権擁護委員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発と人権擁護に寄与することを目的として、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第16条第1項に基づき組織された川崎人権擁護委員協議会（以下「協議会」という。）が行う補助事業等に対し、予算の範囲内において川崎市人権擁護委員協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象補助事業等)

第2条 協議会の行う補助事業等で次に掲げるもの（以下「交付対象補助事業等」という。）を補助金の交付対象とする。

- (1) 人権啓発に関する事業
- (2) 人権相談に関する事業
- (3) 委員の研修に関する事業
- (4) その他人権擁護を達成するために必要な経費

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象補助事業等に係る事業計画書（交付対象補助事業等の経費の配分及び使用方法、完了の予定日その他の遂行に関する計画並びに交付を受けようとする補助金の算出の基礎を含む。）
- (2) 交付対象補助事業等に係る収支予算書
- (3) 当該年度の協議会に係る活動計画書
- (4) 当該年度の協議会に係る収支予算書
- (5) 前年度の事業報告書
- (6) 前年度の事業収支報告書
- (7) 規約、定款その他これらに類する書類

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の申請書の提出があったときは、当該申請の内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することがで

きる。

- (1) 補助金は、申請書に記載された補助事業等以外の経費に使用しないこと。
- (2) 交付対象補助事業等に要する経費の配分又は交付対象補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の科目区分相互間の配分を変更しようとするものであり、交付対象補助事業等に要する経費の20パーセント以内の場合
 - イ 補助金の額に変更を生じるものではなく、かつ、経費の効率的な使用及び補助目的の効果的な達成に資するものと考えられる場合
- (3) 交付対象補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるものとする。
- (4) 交付対象補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。
- (5) 協議会は、交付対象補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業等完了後5年間保管しなければならない。
- (6) その他市長が必要を認める条件

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、第4条の補助金交付決定通知書を受けた場合において、当該補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同条の規定による交付決定の日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付手続)

第7条 第4条の補助金交付決定通知書を受けた協議会は、補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前号の請求により補助金を交付する。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付対象補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(交付対象補助事業等の遂行)

第9条 補助金の決定を受けた協議会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって交付対象補助事業等を行うものとする。

(交付対象補助事業等の遂行の指示)

第10条 市長は、交付対象補助事業等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助金の決定を受けた協議会に対し、これらに従って交付対象補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(事業の報告)

第11条 協議会は、当該補助事業等終了後、速やかに次のものを添えて交付対象補助事業等の実績を報告するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 事業収支報告書

(調査の実施)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象補助事業等について、協議会に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(是正のための措置)

第13条 市長は、交付対象補助事業等の完了又は廃止に係る交付対象補助事業等の報告を受けた場合において、その報告に係る交付対象補助事業等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助金の決定を受けた当該協議会に命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う交付対象補助事業等について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請書、事業報告書又は事業収支報告書に虚偽の記載等の偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、

その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 補助金については、この要綱に定めるもののほか、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）の定めるところによるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式

川崎市人権擁護委員協議会補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者

所在地

団体名

代表者名

電話番号

年度の標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付対象補助事業等に係る 目的	
交付対象補助事業等の内容	
交付を受けようとする補助 金の額	円
備 考	

所在地

団体名

代表者名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市人権擁護委員協議会補助金について、
次の条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金は、概算払いで交付します。
- 2 補助金は、申請書に記載された補助事業等以外の経費に使用しないでください。
- 3 交付対象補助事業等に要する経費の配分又は交付対象補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるものとします。
- 4 交付対象補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受ける必要があります。
- 5 交付対象補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- 6 交付対象事業の終了後、事業報告書と事業収支報告書を添えて速やかに交付対象事業の実績を報告してください。報告書により精算し、その結果残余が出た場合は速やかに返納してください。
- 7 交付対象補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業等完了後5年間保管してください。

※ 補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この補助金交付決定通知書の決定の日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。